

(様式 1)

加古川市斎場に係る霊柩車の運行に関する協定書

加古川市(以下「甲」という。)と_____

(以下「乙」という。)は、加古川市斎場に係る霊柩車の運行に関する要綱第2条の規定に基づき、加古川市斎場(以下「斎場」という。)に遺体等を搬入する霊柩車(以下単に「霊柩車」という。)の運行について、次のとおり協定を締結する。

(霊柩車の仕様)

第1条 乙が運行し、又は運行させる霊柩車の仕様は、別紙1のとおりとする。

(運行経路)

第2条 乙が運行し、又は運行させる霊柩車の経路は、別図のとおりとする。

(安全な運行の確保)

第3条 乙は、霊柩車を運行し、又は運行させる場合は、関係法令を遵守し、安全運行に努めるものとする。

(補則)

第4条 この協定書に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第5条 この協定は、 年 月 日から効力を生ずる。

本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市

加古川市長

印

乙

印